

国立大学法人東京医科歯科大学情報セキュリティ監査規則

〔平成26年3月12日〕
規則第6号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学情報システム運用基本規程（平成21年規程第2号）第24条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティに係る監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査計画の策定）

第2条 情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）は、年度情報セキュリティ監査計画（以下「年度監査計画」という。）を策定し、全学情報実施責任者の承認を得るものとする。

（監査の実施に関する指示）

第3条 全学情報実施責任者は、年度監査計画に基づき、監査責任者に対し監査の実施を指示する。

2 全学情報実施責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と判断した場合は、監査責任者に対して、年度監査計画において計画された事項以外の事項に係る監査の実施を指示する。

（監査実施計画の策定）

第4条 監査責任者は、年度監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査実施の指示に基づき、個別の監査業務に係る監査実施計画を策定する。

（監査を実施する者の要件）

第5条 監査責任者は、監査を実施する場合は、監査対象の部門（以下「被監査部門」という。）に関連のない者に監査の実施を依頼する。

2 監査責任者は、必要に応じて、学外の者に監査の一部を請け負わせることができる。

（監査の実施）

第6条 監査を実施する者（以下「監査実施者」という。）は、監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施する。

2 監査実施者は、被監査部門において情報セキュリティ実施手順書が作成されている場合は、それらが本学の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準書（以下「本学ポリシー等」という。）に準拠しているか確認する。

3 監査実施者は、被監査部門における実際の運用が本学ポリシー等に準拠しているか確認する。

4 監査実施者は、監査調書を作成し、監査責任者に提出する。

5 監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、全学情報実施責任者へ提出する。

(監査結果に対する対応)

第7条 全学情報実施責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、被監査部門の組織情報総括責任者に対して、指摘事案に対する対応の実施を指示する。

2 全学情報実施責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、被監査部門以外の部門においても同種の課題及び問題点がある可能性が高く、かつ、緊急に同種の課題及び問題点があることを確認する必要があると判断した場合は、被監査部門の属する組織以外の組織情報総括責任者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認するように指示する。

3 組織情報総括責任者は、監査報告書に基づいて全学情報実施責任者から改善を指示された事案について、対応計画を作成し、全学情報実施責任者に報告する。

4 全学情報実施責任者は、監査の結果を踏まえ、本学ポリシー等に基づく既存の手順の妥当性を評価し、必要に応じて、組織情報総括責任者にその見直しを指示する。

(監査資料の保存)

第8条 監査責任者は、監査報告書等の監査資料を、国立大学法人東京医科歯科大学法人文書管理規則（平成23年規則第50号）に定められた期間保管しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月4日制定）

この規則は、令和2年8月4日から施行し、令和2年8月1日から適用する。